

議案第92号

平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,293千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ374,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は「第5表 地方債補正」による。

平成28年12月9日提出

吉賀町長 中 谷 勝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	109,841	4,325	114,166
	1 他会計繰入金	109,841	4,325	114,166
4	国庫支出金	15,093	△15,093	0
	1 国庫補助金	15,093	△15,093	0
5	県支出金	0	9,561	9,561
	1 県補助金	0	9,561	9,561
8	町債	114,400	5,500	119,900
	1 町債	114,400	5,500	119,900
	歳 入 合 計	370,131	4,293	374,424

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	簡易水道事業費	256,235	4,293	260,528
	1 施設管理費	120,199	4,293	124,492
	2 建設改良費	136,036	0	136,036
	歳 出 合 計	370,131	4,293	374,424

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	千円 109,841	千円 4,325	千円 114,166
4 国庫支出金	15,093	△15,093	0
5 県支出金	0	9,561	9,561
8 町債	114,400	5,500	119,900
歳入合計	370,131	4,293	374,424

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 簡易水道事業費	256,235	4,293	260,528
歳 出 合 計	370,131	4,293	374,424

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円
△5,532	5,500		4,325
△5,532	5,500	0	4,325

2 歳 入

1 款 繰入金 4,325千円

1 項 他会計繰入金 4,325千円

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	千円 109,841	千円 4,325	千円 114,166
計	109,841	4,325	114,166

節		説明	千円
区分	金額		
1 一般会計繰入金	千円 4,325	一般会計繰入金	千円 4,325

4 款 国庫支出金 △15,093千円

1 項 国庫補助金 △15,093千円

1 簡易水道事業費国庫補助金	15,093	△15,093	0
計	15,093	△15,093	0

1 簡易水道施設等整備費国庫補助金	△15,093	簡易水道事業費	△15,093
-------------------	---------	---------	---------

5 款 県支出金 9,561千円

1 項 県補助金 9,561千円

1 簡易水道事業費県補助金	0	9,561	9,561
計	0	9,561	9,561

1 簡易水道施設等整備費県補助金	9,561	簡易水道事業費	9,561
------------------	-------	---------	-------

8 款 町債 5,500千円

1 項 町債 5,500千円

1 町債	114,400	5,500	119,900
計	114,400	5,500	119,900

1 簡易水道事業債	3,000	簡易水道施設整備事業	3,000
2 過疎債	2,500	簡易水道施設整備事業	2,500

3 歳 出

1 款 簡易水道事業費

4,293千円

1 項 施設管理費

4,293千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 施設管理費	千円 120,199	千円 4,293	千円 124,492	千円	千円	千円	千円 4,293
計	120,199	4,293	124,492	0	0	0	4,293

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 給料	千円 9	002 職員人件費	90
3 職員手当等	67	一般職給料	9
		勤勉手当	63
4 共済費	14	退職手当組合負担金	4
		共済組合負担金	14
11 需用費	875	050 その他経費	4,203
15 工事請負費	3,328	施設修繕料	875
		水道施設修繕工事費	3,328

1 款 簡易水道事業費

4,293千円

2 項 建設改良費

0千円

1 建設改良費	136,036	0	136,036	△5,532	5,500		32
				国庫支出金	町債		
				△15,093	5,500		
				県支出金			
				9,561			
計	136,036	0	136,036	△5,532	5,500	0	32

		財源更正	
--	--	------	--

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位:千円)

区 分	職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 当 手	地 域 当 手	寒 冷 地 当 手	そ の 他 当 手	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	そ の 他 特 別 職										
	計										
補正前	長 等										
	議 員										
	そ の 他 特 別 職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	そ の 他 特 別 職										
	計										

2. 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2		7,053	5,525	12,578	2,226	14,804	
補 正 前	2		7,044	5,458	12,502	2,212	14,714	
比 較			9	67	76	14	90	

職 員 当 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	扶 養 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	時 間 外 務 当 手	宿 日 直 当 手	住 居 当 手	児 童 当 手	退 職 手 組 合 金 負 担
	補正後			390	442		1,726	1,073	705				1,189
	補正前			390	442		1,726	1,010	705				1,185
	比較							63					4

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
給料	9	給与改定に伴う増減分	9	給与改定に伴う増減	9	
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	67	制度改正に伴う増減分	67	給与改定に伴う増減	67	
		その他の増減分				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア、職員一人当たり給与

区分		行政職(一)	行政職(二)
補正後	平均給料月額 (円)	293,875	
	平均給与月額 (円)	328,525	
	平均年齢 (歳)	37歳3月	
補正前	平均給料月額 (円)	293,475	
	平均給与月額 (円)	328,125	
	平均年齢 (歳)	37歳3月	

イ、初任給

区分	行政職(一) (円)	行政職(二) (円)	国の制度		
			行政職(一) (円)	行政職(二) (円)	
高校卒	146,100		146,100		
大学卒	178,200		178,200		

ウ、等級別職員数

区 分	行政職（一）			行政職（二）					
	等 級	職員数	構成比(%)	等 級	職員数	構成比(%)			
補 正 後	1 級								
	2 級								
	3 級	1	50						
	4 級	1	50						
	5 級								
	計	2	100						
補 正 前	1 級								
	2 級								
	3 級	1	50						
	4 級	1	50						
	5 級								
	計	2	100						

(等級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
行政職（一）	主事補, 主事又はこれらに相当する職務	主事又はこれらに相当する職務	主任又はこれらに相当する職務	主幹又はこれらに相当する職務	課長補佐又はこれらに相当する職務	課長又はこれらに相当する職務

エ、昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		行政職（一）	行政職（二）		
補 正 後	職 員 数 (A) 人	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) 人	2	2		
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)	2	2	
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率 (B)/(A) (%)	100	100		
補 正 前	職 員 数 (A) 人	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) 人	2	2		
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)	2	2	
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率 (B)/(A) (%)	100	100		

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の階級、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.075	2.225	4.30	有	
補正前	2.025	2.175	4.20	有	
国の制度	2.075	2.225	4.30	有	

カ、定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	30年勤続の者(月分)	最高限度額(月分)	備 考
支給率等	25.5563	34.583	42.413	49.59	
国の制度	25.5563	34.583	42.413	49.59	

キ、地域手当

支 給 対 象 地 域	
支 給 率 (%)	
支 給 対 象 職 員 数 (人)	
国の指定基準に基づく支給率(%)	

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%)			
平成28年4月1日現在			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ、その他の手当

区 分	国の制度との差異	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同じ	
住 居 手 当	国の制度と同じ	
通 勤 手 当	国の制度と異なる	自動車等使用者の支給内容

